

	有期事業の一括(法7条)	請負事業の一括(法8条)	継続事業の一括(法9条)
対象	建設事業又は立木伐採事業	建設事業	継続事業
大臣の認可	不要(法律上当然に一括)	不要(法律上当然に一括) (下請負事業を分離する際は認可必要)	必要
要件	<p>①事業主が同一人であること</p> <p>②それぞれの事業が、有期事業であること</p> <p>③それぞれの事業規模が、次のa.b.のいずれにも該当していること</p> <p>a.概算保険料額が160万円未満であること</p> <p>b.立木伐採事業は、素材の見込生産量が1,000m³未満 建設事業は、請負金額が1億9000万円未満であること</p> <p>(一括となった個々の事業は、その後規模の変更があっても、新たな独立した有期事業とは取り扱われない)</p> <p>④それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部または一部と行われていること (= 工期が重なっていること)</p> <p>⑤その他、次の要件に該当すること</p> <p>a.それぞれの事業が、労災保険の保険関係が成立している事業のうち、建設業または立木伐採事業であること</p> <p>b.それぞれの事業が、事業の種類(労災保険率表における種類)を同じくすること</p> <p>c.労働保険の納付事務が一つの事務所で取り扱われること</p> <p>d.それぞれの事業が、一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域またはこれと隣接する労働局の管轄区域で行われること</p> <p>(機械装置の組立又は据付の事業は、地域に関係なく、事業の一括が行われる = 全国どの現場で一括できる)</p>	<p>労災保険の保険関係が成立している建設事業が、数次の請負によって行われていること</p> <p>【下請負事業の分離要件】</p> <p>①次のa.b.のいずれかに該当していること</p> <p>a.概算保険料額が160万円以上であること</p> <p>b.下請負人の請負事業の請負金額が1億9000万円以上であること</p> <p>②大臣(局長に権限委任)の認可</p>	<p>①事業主が同一人であること</p> <p>②それぞれの事業が、次のa.~c.のいずれか一つのみに該当するものであること</p> <p>a.二元適用事業であって、労災の保険関係が成立しているもの</p> <p>b.二元適用事業であって、雇用の保険関係が成立しているもの</p> <p>c.一元適用事業であって、労災および雇用の保険関係が成立しているもの</p> <p>③それぞれの事業が、事業の種類(労災保険率表における種類)を同じくしていること</p> <p>④大臣の認可(局長に権限委任)</p>
一括される保険関係	労災保険の保険関係 (雇用保険に関する事務、労災及び雇用保険の給付に関する事務、印紙保険料の納付に関する事務はそれぞれの事業ごとに行う)	労災保険の保険関係 (雇用保険に関する事務、労災及び雇用保険の給付に関する事務、印紙保険料の納付に関する事務はそれぞれの事業ごとに行う)	労災保険・雇用保険の保険関係 (雇用保険の被保険者に関する事務、労災及び雇用保険の給付に関する事務、印紙保険料の納付に関する事務はそれぞれの事業ごとに行う)
手続	<p>・それぞれの事業を開始したときは、開始日の属する月の翌月10日までに、一括有期事業開始届を所轄監督署長に提出しなければならない</p> <p>・次の保険年度の6月1日から起算して40日以内又は保険関係が消滅した日から起算して50日以内(当日起算)に、一括有期事業報告書を都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官に提出しなければならない</p>	<p>【下請負事業の分離】</p> <p>・元請人と下請人が共同で、保険関係成立日の翌日から起算して10日以内に、認可申請書を所轄監督署長を経由して所轄労働局長に提出し、大臣の認可(局長に権限委任)を受けなければならない</p>	<p>・継続事業一括申請書を、指定を受けることを希望する事業に係る所轄労働局長に提出し、大臣の認可(局長に権限委任)を受けなければならない</p> <p>【指定事業】</p> <p>・名称又は事業の行われる場所に変更があったときは、変更が生じた日の翌日から起算して10日以内に「名称・所在地等変更届」を所轄監督署長又は所轄安定所長に提出しなければならない</p> <p>【指定事業以外の事業】</p> <p>・名称又は事業の行われる場所に変更があったときは、遅滞なく、「継続被一括事業名称・所在地変更届」を、指定事業に係る労働局長に提出しなければならない</p> <p>・継続事業の一括に伴い、指定事業以外の事業については、保険関係が消滅するため、保険関係消滅に伴う労働保険料の確定精算の手続きが必要となる</p>